

令和5年度

第8回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第8回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月9日(木) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

委員	1番	板橋	利行
	2番	石井	宏
	3番	小沢	伊知郎
	4番	朝倉	一江
	5番	太田	裕士
	6番	山野	孝一
	7番	岡崎	博一
	8番	神澤	晶子
	9番	小川	治夫
会長	10番	石橋	弘嗣

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田	章
2番	富田	憲一
3番	皆川	佳広
4番	石井	悦史
5番	大滝	與鷹
6番	平田	秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	令和5年度第5次農用地利用集積計画の決定について	1件

報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	1件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	38件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	10件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	藤城 久保
次 長	館野 裕之
主 査	大山 幹夫
主 任	地村 環
主任書記	五木田 将也
書 記	土田 啓介

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和5年度第8回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席1番の委員、議席2番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の大山主査、土田書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。</p> <p>農政関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第3号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>

議長	はい、事務局長。
事務局長	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案書の1、2ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和5年10月25日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は山林で現況は畑、面積は365平方メートル外1筆で、合計面積は425平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸資材置場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席8番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席8番の委員。
議席8番の委員	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年10月31日に農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、柏井公民館の北側、おおむね400メートルに位置し、現況は資材置場になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、型枠コンクリートブロックを設置し土砂の流出を防止します。</p>

<p>議 長</p>	<p>雨水については新設のU字溝にて集水後、浸透枳にて自然浸透。汚水・雑排水はありません。</p> <p>なお、すでに砂利敷きに施工済みとなっており農地への復元も検討しましたが、転用後も同様の利用をすることから、現状のまま申請したい旨の始末書の提出がされております。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する個人です。</p> <p>土木工事業を営む義理の息子が資材置場として使用したい要望を受け、住居の隣に位置していることから適地として申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、始末書の件以外には違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和6年2月1日に着工し、完了は、令和6年5月1日となっております。</p>

	<p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事務局長	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。議案書の3から8ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和5年10月25日でございます。</p> <p>申請地は原木で、地目は田、面積は221平方メートル外9筆で、合計面</p>

	<p>積は1606平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、貸車両置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>(2)の申請受付日は、令和5年10月25日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は山林で現況は畑、面積は673平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席7番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席7番の委員。</p>
議席7番の委員	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年10月31日に農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、県立市川特別支援学校の東側、概ね50メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、既存の矢板土留及び鋼板塀を新設し土砂の流出を防止します。</p>

	<p>また、埋め立てはせず、敷地内は整地、転圧後、砂利敷きとします。 雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>(2)の申請地は、柏井公民館の北側、おおむね400メートルに位置し、現況は駐車場になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、型枠コンクリートブロックを設置し土砂の流出を防止します。</p> <p>また西側の法面部分については、樹木が越境しているため伐採いたします。</p> <p>雨水については新設のU字溝にて集水後、西側の水路に放流いたします。 汚水・雑排水はありません。</p> <p>なお、すでに砂利敷きに施工済みとなっており農地への復元も検討しましたが、転用後も同様の利用をすることから、現状のまま申請したい旨の始末書の提出がされております。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
議 長	
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

(1) の譲受人は、市内に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。

隣接地には譲受人の子会社の車両置場があり事業拡大の為、社員の通勤車両、工事車両の置場として既存の施設を拡張したいと考え申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年2月1日に着工し、完了は令和6年5月30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

続きまして、(2) の譲受人は、市内に居住する個人です。

隣地で譲受人が経営しているクリーニング工場の従業員用の駐車場として使用したいと考えたため申請に至ったとのこと

です。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、始末書の件以外には違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年2月1日に着工し、完了は、令和6年5月1日となっております。

	<p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に議案第3号「令和5年度第5次農用地利用集積計画の決定について」、1件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事務局長	<p>議案第3号「令和5年度第5次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の9ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和5年10月4日付けで、市川市長より令和5年度第5次農用地利用集積計画（案）が、1件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席3番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席3番の委員。
議席3番の委員	<p>議案第3号「令和5年度第5次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年10月30日に、第2班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、1件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>借り手は大町在住の方です</p> <p>大町在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。</p> <p>申請地は、大町小学校の東側に位置した畑1筆、現況は「樹園地」でございます。</p>

	<p>面積は、2, 201平方メートルで、設定期間は、8年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第5次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「令和5年度第5次農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は全会一致により原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、1件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、報告いたします。</p> <p>議案の11ページをお願いいたします。</p> <p>令和5年4月5日付けで相続が発生し、相続人からは、令和5年10月27日に権利取得の届出がありました。</p> <p>なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。</p> <p>報告は、以上でございます</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、(事務局専決分)、38件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案の13ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和5年10月2日から10月31日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、19件、33筆、5,329.93平方メートル、第5条の届出は、19件、26筆、5,877.70平方メートルで、第4条と第5条の合計は、38件、59筆、転用面積は、11,207.63平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては14ページから21ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告いたします。</p> <p>議案の23ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知されたものです。</p> <p>土地は大野町、地目は畑、面積は2,718平方メートルであり、令和5年10月18日に合意解約がなされ、同日付けで農業委員会に通知書が提出されました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」10件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案の25ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税</p>

議 長	<p>務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和5年10月2日から10月16日までに申請のあった10件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和5年度第8回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
-----	--